

議案第72号

木津川市山城コミュニティセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、下記のとおり木津川市山城コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

木津川市長 谷口 雄一

記

1 施設の名称及び所在地

名 称 木津川市山城コミュニティセンター
(やすらぎコミュニティセンター)

所在地 木津川市山城町椿井北代102番地

2 指定管理者 木津川市木津川端19番地

社会福祉法人木津川市社会福祉協議会
会長 馬 泰子

3 指定期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

参考資料（議案第72号）

木津川市山城コミュニティセンターの指定管理者の指定について

1 指定管理者の概要

- (1) 団体名 社会福祉法人木津川市社会福祉協議会
- (2) 代表者名 会長 馬 泰子
- (3) 所在地 木津川市木津川端19番地
- (4) 設立年月日 平成19年3月12日
- (5) 基本金 4,000,000円

2 選定理由

指定管理者を選定するにあたり公募を実施し、令和6年10月9日開催の木津川市山城コミュニティセンター指定管理者選定委員会において、応募のあった1事業者に対し応募提案に関する審査を行った。

審査の結果、施設の管理運営について理解し、市と密接に連携し管理運営を行うことができること、知識及び経験を有する者を当該事務に従事させることができること、関係法令及び条例の規定を遵守し適正な管理運営ができること、地域に密着した立場から利用者のサービス向上を図ることができることなど、センターの設置目的である地域コミュニティ活動の推進を図るという役割を果たすことができるという観点から指定管理者として適切であると判断し、選定した。

3 指定管理者に行わせる業務

- (1) 山城コミュニティセンターの使用の許可に関する業務
- (2) 山城コミュニティセンター（山城保健センターを含む）の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 山城コミュニティセンターの設置目的を達成するために必要な事業の企画及び実施に関する業務

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第72号 木津川市山城コミュニティセンターの指定管理者の指定について	
担 当 課	健康推進課 健康総務係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>本市では、山城地域の住民が交流する場として多くの方に活用されるよう山城コミュニティセンターを整備し、利便性の向上と管理運営の効率化を図るため、指定管理者制度を導入しています。</p> <p>現在の指定管理期間が、令和7年3月31日で満了となることから、施設の設置目的を満たすことができ、地域交流事業に精通し施設管理経験を有するとともに、管理運営について創意工夫のある者を指定するものです。</p>	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8月1日～8月30日 指定管理者募集要項を配布 ・ 9月2日～9月12日 公の施設の指定管理者指定申請書等の必要書類を受付 ・ 10月9日 指定管理者選定委員会を開催し、指定管理者を選定 	
市民参加の状況	<p><input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p> <p>指定管理者の選定に当たり、施設利用者等の住民の代表として、木津川市食生活推進員協議会から選定委員会委員を選出しました。</p>	
市総合計画の位置付け	基本方針	3 一人ひとりが認め合い、力を発揮できるまちづくり
	政策分野	7 協働
	施 策	② 地域コミュニティ I 自治会など地域コミュニティの活性化
概 算 事 業 費 (単 位 : 千 円)	<p><input type="checkbox"/>単年度 (年度)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>複数年度 (令和7年度～令和9年度)</p> <p>総額13,818千円(予定)(4,606千円/年度) ※具体の委託料は年度協定により定める。</p> <p style="text-align: center;">やすらぎコミュニティセンター管理事業費</p>	
将来にわたる効果及び経費の状況	<p>多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、山城コミュニティセンターの管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用して、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図っていきます。</p>	